

内閣府 総合海洋政策推進事務局 任期付職員の募集について

内閣府総合海洋政策推進事務局では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（安全保障・国際担当）付 主査）

2. 職務内容

総合海洋政策推進事務局は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整等に関する業務を行っています。

今回募集する方には、以下の業務を担っていただきます。

- (1) 海洋(北極を含む)における国際的な連携の確保及び国際協力の推進に関する調査、調整、広報等に係る業務
- (2) 上記(1)に付随する事務（会計・庶務業務を含む）

3. 募集人員

1名

4. 応募要件

以下の(1)から(5)までの全てに該当する方

- (1) 大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 海洋政策、海洋法、国際関係、北極等に関する専門的な知識を有する者（関連分野において2年以上の実務経験を有する者が望ましい）
- (3) 国際関係業務を遂行するために必要な英語力を有する者（TOEICスコア、英検取得級等に係る証明書提示を推奨。国際会議等への対応が行えるレベルが望ましい。外国での勤務・就学経験又は国際関連業務への従事経験があれば提示すること。）
- (4) 心身共に健康で、任期中、継続して勤務が可能な者
- (5) 日本国籍を有する者

5. 失格事由

以下のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の一般職国家公務員として採用。

7. 給与

任期付職員法又は一般職の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給

8. 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法を適用

9. 採用予定日、雇用期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで（採用日については応相談）

※必要に応じ、採用日から 5 年を超えない範囲内で雇用期間の更新があり得ます。

10. 応募方法

(ア) 提出書類

- ・ 履歴書（書式自由。写真貼付（6 か月以内に撮影したもの）。職務経歴（勤務期間、勤務先、職種、業務内容等）、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記）
- ・ 志望理由書（書式及び字数自由）
- ・ 職務経歴書（書式自由。勤務先、勤務期間、職種、詳細な業務内容を記載）
- ・ 4.（1）の応募資格を満たすことを証明できるものの写し 1 通（卒業証書、認定書等）

(イ) 提出方法・応募締切

郵送（封筒表面に「**任期付職員応募書類在中**」と朱書）

令和 8 年 6 月 1 日（月）必着

※選考は、応募のための書類が届き次第、随時行います。

(ウ) 提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 16 階
内閣府総合海洋政策推進事務局 庶務担当 松尾宛

11. 選考方法

1 次選考：書類審査

2 次選考：面接（対面またはオンライン方式で実施予定）

※書類審査の結果、2 次選考（面接）を行うこととなった方には、面接の日時等を御連絡いたします。

12. 勤務条件等

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：原則として平日 9 時 30 分～18 時 15 分（土、日、祝日は除く）

休 暇：年次休暇 20 日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。）

翌年に繰越可。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇。

勤務地：東京都千代田区霞が関3-7-1霞が関東急ビル16階 総合海洋政策推進事務局内

1.3. その他

- (ア) 応募の秘密は厳守いたします。また、応募書類の返却はいたしませんので御了承ください。（応募書類は選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。）
- (イ) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (ウ) 採用内定後、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等の在籍証明書、語学に関する証明書（ある場合）を提出していただくことになります。
- (エ) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。

1.4. お問い合わせ先

内閣府総合海洋政策推進事務局 総括班 庶務担当 松尾

電話：03-6257-1769

以上